

技能職員等の退職手当の特例に関する条例案

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の適用を受ける職員及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員（これらの職員のうち市規則で定める職員に限る。）のうち平成31年3月31日から平成32年3月31日までの間に退職する職員（以下「平成31年度末までに退職する職員」という。）であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が40歳から49歳までであるもの（職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第3条から第4条までの規定の適用を受ける職員及び市規則で定める事由により退職する職員を除く。以下この条において「対象職員」という。）に対する退職手当条例第1条の4に規定する退職手当の基本額は、退職手当条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の50を乗じて得た額の合計額に、対象職員の勤続期間に応じて退職手当条例別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 対象職員に対する退職手当条例第4条の2第1項の規定の適用については、同項中「第2条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例（平成30年大阪市条例第 号）第1条第1項の規定にかかわらず」と、同項第1号中「第2条から前条まで」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の50を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「第2条から前条まで」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の50を乗

じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の50を乗じて得た額の合計額」とする。

第2条 平成31年度末までに退職する職員であつて、退職年度末年齢が50歳から59歳までであるもの（退職手当条例第3条の2第2号に該当する者に限る。）に対する退職手当条例第5条の規定の適用については、同条の表中「第3条の2及び第4条」とあるのは「第3条の2」と、「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職年度末年齢の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

50歳から55歳まで	100分の50
56歳	100分の40
57歳	100分の30
58歳	100分の20
59歳	100分の5

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員に係るこの条例の適用については、この条例中「市規則」とあるのは「企業管理規程」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

技能職員等の定年前早期退職に係る退職手当の基本額の算定方法の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

職員の退職手当に関する条例（抄）

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第2条 次条から第4条までの規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日における市規則で定める給料月額（職員の給与に関する条例第4条第1項第7号に規定する指定職給料表の1号給を受ける職員にあつては、同項第1号に規定する行政職給料表の8級2号給の給料の月額。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

（給料の月額の減額に伴う退職手当の基本額に係る特例）

第4条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の減額改定（給与に関する条例、規則又は規程の制定又は改廃により給料の月額の改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。）以外の理由又は市規則で定める理由によりその者の給料の月額の減額（職員の給与に関する条例第4条第1項第7号に規定する指定職給料表の1号給を受ける職員に係る給料の月額の減額については、当該職員が当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日において同項第1号に規定する行政職給料表の8級2号給を受けていたとした場合の給料の月額（以下「8級2号給相当の給料の月額」という。）を下回る額への減額（以下「特定対象減額」という。）に限る。）がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額（特定対象減額の場合にあつては、8級2号給相当の給料の月額）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第2条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第2条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第2条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この

条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成29年大阪市条例第53号)による廃止前の大阪市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第60号)第4条第2項に規定する交通局若しくは国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものを退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものの職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされた期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして市規則で定める期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2第2号及び第4号並びに第4条各号に該当する者(市規則で定める職員を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第3条の2 及び第4条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき</p>
------------------------	-------------	--

		100分の2 を乗じて得た額の合計額
第4条の2 第1項第1 号	及び特定減額前 給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に 退職の日において定められているその者に係る定年と 退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢 (その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者 が同日において生存しているとした場合の年齢) との 差に相当する年数1年につき100分の2 を乗じて得た 額の合計額
第4条の2 第1項第2 号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日 におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡した場 合にあつては、その者が同日において生存していると した場合の年齢) との差に相当する年数1年につき 100分の2 を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2 第1項第2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も 遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により 退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期 間及び特定減額前給料月額を基礎として、第2条から 前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本 額に相当する額